

伊万里市子どもの貧困対策計画

～第2期伊万里市子ども・子育て支援事業計画【追加版】～

2022年(令和4年)3月

伊万里市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要について	1
(1) 計画の背景と趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	1
第2章 伊万里市の現状と課題	2
1 子どもを取り巻く状況	2
(1) 子どもの貧困の現状	2
(2) 本市における生活保護世帯の状況	2
(3) 本市における児童扶養手当受給者数の状況	3
(4) 本市における就学援助認定の状況	3
(5) 本市における家庭児童相談員相談受付数の状況	3
2 伊万里市子どもの生活状況調査の結果（抜粋）	4
(1) 調査の概要	4
(2) 本調査における貧困世帯の定義	4
(3) 世帯の収入状況等	5
(4) ふだんの生活について	7
(5) 児童の学習状況等	12
(6) 支援制度の利用状況等	17
第3章 施策の展開	22
1 子どもの貧困対策における取組の視点	22
施策1 教育の支援	22
施策2 生活の支援	24
施策3 保護者に対する就労の支援	26
施策4 経済的支援	27
資料編	30
1 用語解説	31
2 計画策定の経緯	32

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要について

(1) 計画の背景と趣旨

厚生労働省が実施した 2019 年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 2018 年（平成 30 年）時点で 13.5%であり、およそ 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるとされています。

一方、国においては、2013 年（平成 25 年）6 月に子どもの貧困対策の基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律[※]」が成立し、2014 年（平成 26 年）1 月に施行されました。その後同年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいく姿勢が示されたところです。

こうした国の動きを踏まえ、佐賀県では 2016 年（平成 28 年）3 月に「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、これを法律に基づく都道府県子どもの貧困対策計画と位置づけています。

本市においても、法や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに、教育の機会が失われることがないよう、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、伊万里市子ども・子育て支援事業計画に、子どもの貧困対策に関する施策を追加し、「伊万里市子ども・子育て支援事業計画【追加版】」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

「伊万里市子ども・子育て支援事業計画【追加版】」は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 4 条の規定に基づく子どもの貧困対策に関し、本市の状況に応じた施策の策定に関する基本計画と位置づけます。

(3) 計画の期間

本追加計画は、2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）を計画期間としている「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」に追加する計画であることから、2022 年度（令和 4 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 3 ヶ年を計画期間とします。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

※「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

貧困の状況にある子どもが、生まれ育った環境に左右されず健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図ることを目的として 2013 年に成立、2014 年 1 月に施行された法律。

第2章 伊万里市の現状と課題

1 子どもを取り巻く状況

(1) 子どもの貧困の現状

- 2019年国民生活基礎調査からみると、2018年（平成30年）の貧困線（等価可処分所得※の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率※」（貧困線に満たない世帯員の割合）は、15.4%（対2015年（平成27年）△0.3ポイント）となっています。
- 「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%となっており、2015年の13.9%から0.4ポイント減少しています。
- OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金・個人年金等を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は15.8%、「子どもの貧困率」は14.0%となっています。

(2) 本市における生活保護世帯の状況

本市における各年度末の保護率は、県の値よりも高くなっています。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
世帯数	565世帯	562世帯	555世帯	536世帯	493世帯 (うち、児童がいる世帯29世帯)
人員数	768人	748人	751人	727人	654人 (うち、児童数70人)
伊万里市 保護率	1.41%	1.38%	1.41%	1.37%	1.25%
佐賀県 保護率	0.97%	0.96%	0.96%	0.97%	0.96%

(各年度3月末現在)

※「等価可処分所得」

世帯の年間可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取りの収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※「相対的貧困率」

貧困を表す社会指標の1つ。経済協力開発機構（OECD）では、「国民の年間所得を順に並べ、その中央値の半分に満たない所得水準の人々の人口比率」と定義している。

(3) 本市における児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当受給者数の推移をみると、減少傾向となっており、2020年度末では564人となっています。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受給者数	639人	628人	594人	569人	564人

(各年度3月末現在)

(4) 本市における就学援助※認定の状況

伊万里市の2020年度の就学援助率は10.8%で、前年度より0.6ポイント下がっています。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
伊万里市就学援助受給者数	547人	534人	517人	528人	500人
伊万里市就学援助率	11.4%	11.3%	11.1%	11.4%	10.8%
佐賀県就学援助率	10.8%	12.5%	12.3%	12.4%	—

(各年度5月1日現在)

(5) 本市における家庭児童相談員相談受付数の状況

本市の家庭児童相談員相談受付数は、年々増加傾向にありましたが、2020年度は前年度の件数を下回っています。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
相談件数	978件	1,378件	1,478件	1,722件	1,524件

※「就学援助」

経済的に苦しい家庭の小中学生に学用品や給食費、修学旅行費などを市町村が支給する制度

2 伊万里市子どもの生活状況調査の結果（抜粋）

（1）調査の概要

区分	児童調査	保護者調査
1. 調査対象者	市内に居住する ・小学5年生及び義務教育学校 5年生(以後、「小学5年生等」 とする) ・中学2年生及び義務教育学校 8年生(以後、「中学2年生等」 とする)	児童調査の対象となる児童の保護者
2. 調査方法	各学校を通じて配布・回収	
3. 調査期間	令和3年2月1日～2月12日	
4. 回答状況	配布数 946 回答数 875 回答率 92.49%	配布数 946 回答数 797 回答率 84.25%

（2）本調査における貧困世帯の定義

本調査では相対的低所得線を算出し、その線より下を「相対的低所得層」としています。

相対的低所得線とは、本調査にご協力いただいた世帯の中から「世帯収入」及び「世帯員数」の質問について回答があった世帯について、「世帯収入」を「世帯員数」の平方根で割って調整した収入の中央値の半分をこのアンケートにおける相対的低所得線とし、その線以下の収入の世帯を「相対的低所得層」としています。

また、世帯収入だけでは個々の生活実態が見えづらいことから、アンケート内の質問のうち過去1年の間に「お金が足りなくて必要とする食料及び衣服が買えず困ったことがあった」及び「経済的な理由で未払いになった光熱水費や校納金等があった」のいずれにも「あった」と回答した世帯を「生活困窮世帯」として「相対的低所得層」に加え、「貧困世帯」として定義しています。

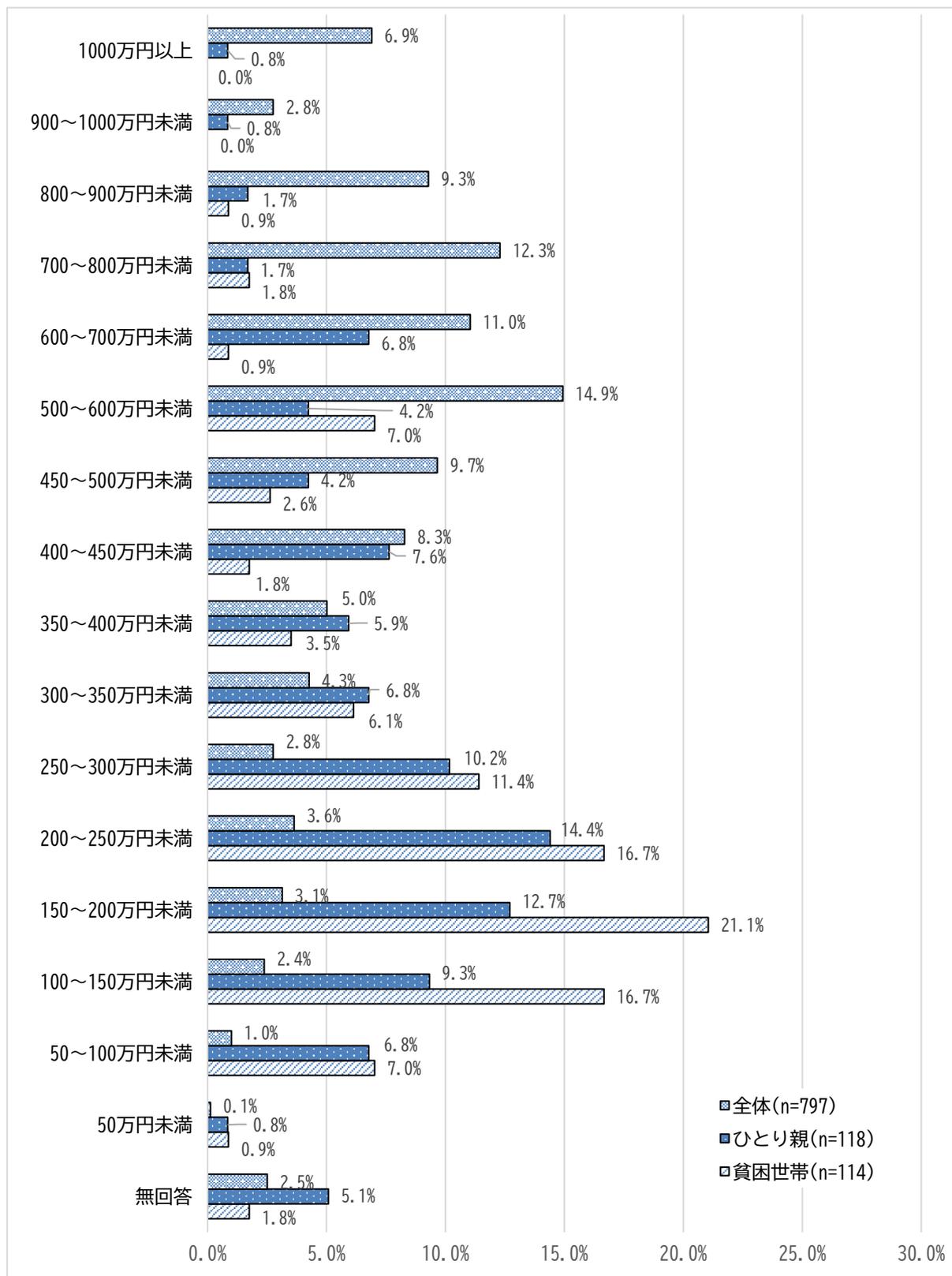
(世帯数)

世帯類型		小学5年生等	中学2年生等	保護者
全 体		524世帯	351世帯	797世帯
貧困世帯(a+b)		58世帯 (11.1%)	46世帯 (13.1%)	114世帯 (14.3%)
内 訳	相対的低所得層(a)	45世帯 (8.6%)	32世帯 (9.1%)	87世帯 (10.9%)
	生活困窮世帯(b)	13世帯 (2.5%)	14世帯 (4.0%)	27世帯 (3.4%)

※今回の定義は、本市の貧困世帯の実態を把握するための便宜上のものであり、本市の貧困層の割合を示したものではないことにご留意ください。

(3) 世帯の収入状況等

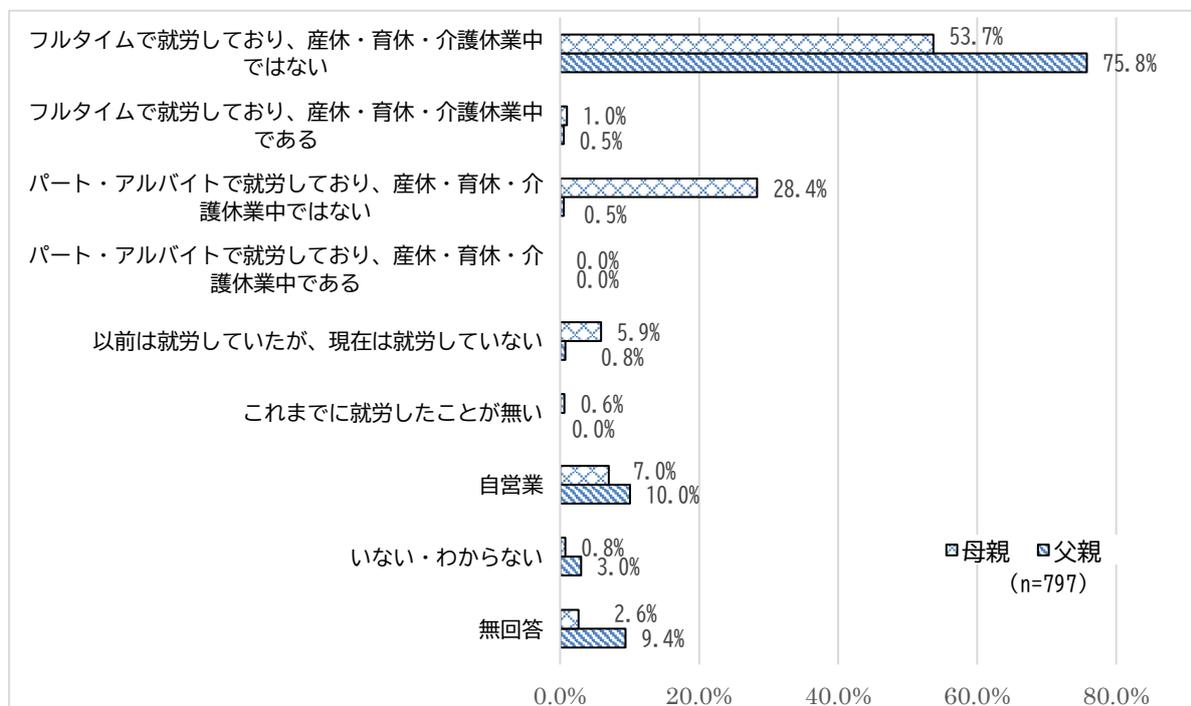
● 1年間の世帯全体の年収



※同居し、生計を一にしている家族全員の税金等控除前の収入。

●保護者の就労状況

フルタイムで就業しているとの回答割合が父親は 75.8%であるのに対し、母親は 53.7%と 22.1ポイント低くなっている一方、パート・アルバイトで就労との回答割合は、母親の方が父親より 27.9ポイント高くなっています。



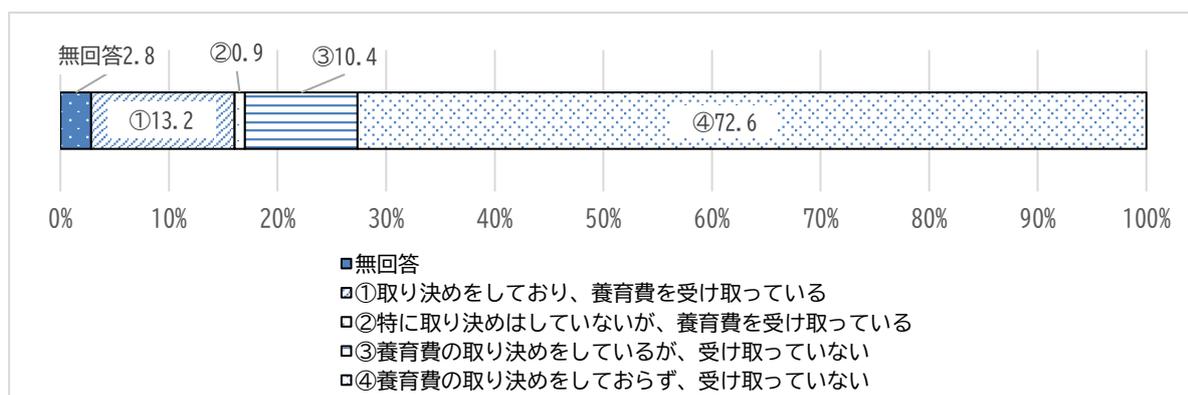
●親の婚姻状況について

全体の 14.8%が、ひとり親家庭であると回答しています。

	無回答	結婚している(再婚・事実婚含む)	離婚	死別	未婚	いない、わからない
回答割合	1.2%	83.9%	12.8%	1.5%	0.5%	0.1%

●養育費の取り決め

ひとり親家庭のうち、養育費の受け取りをしていると回答した割合は 14.1%で、受け取っていないと回答した割合は 83.0%と多くのひとり親家庭が養育費の受け取りをしていない状況となっています。

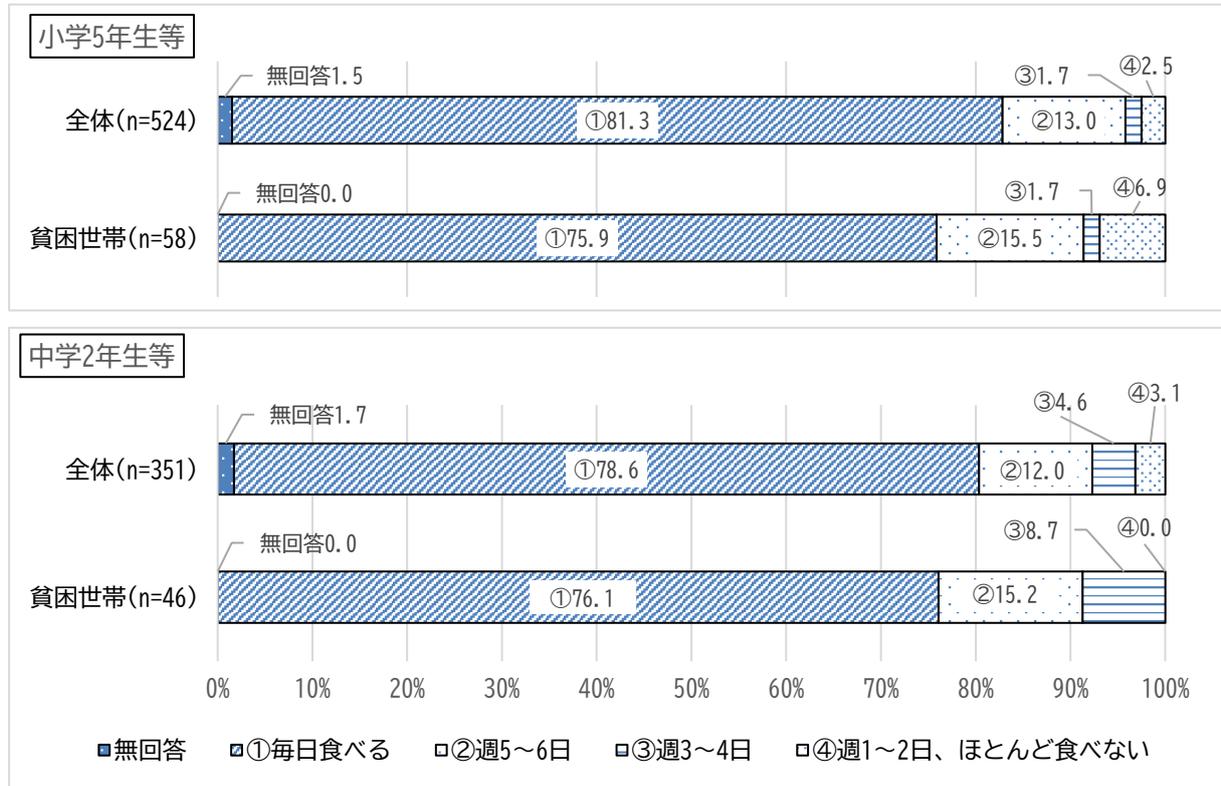


(4) ふだんの生活について

●食事の状況

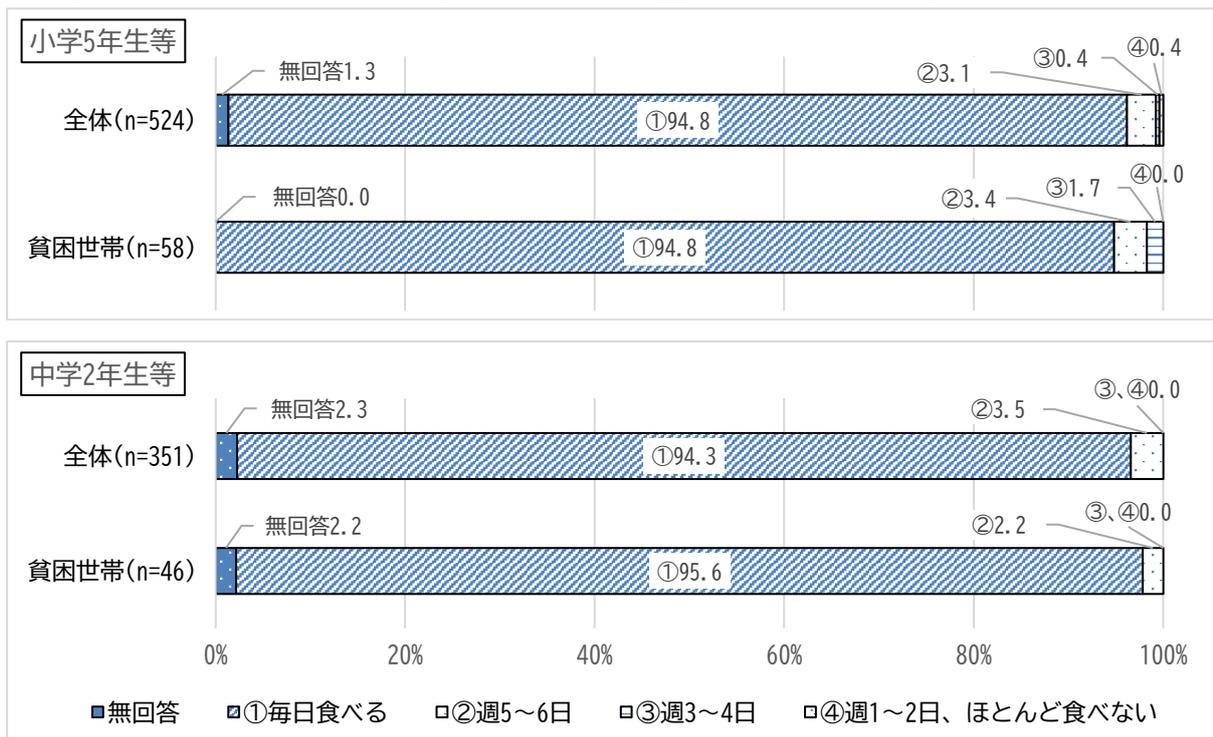
a) 朝食

朝食を「毎日食べる」と回答した割合が、小学5年生等、中学2年生等ともに貧困世帯の方が少なくなっています。



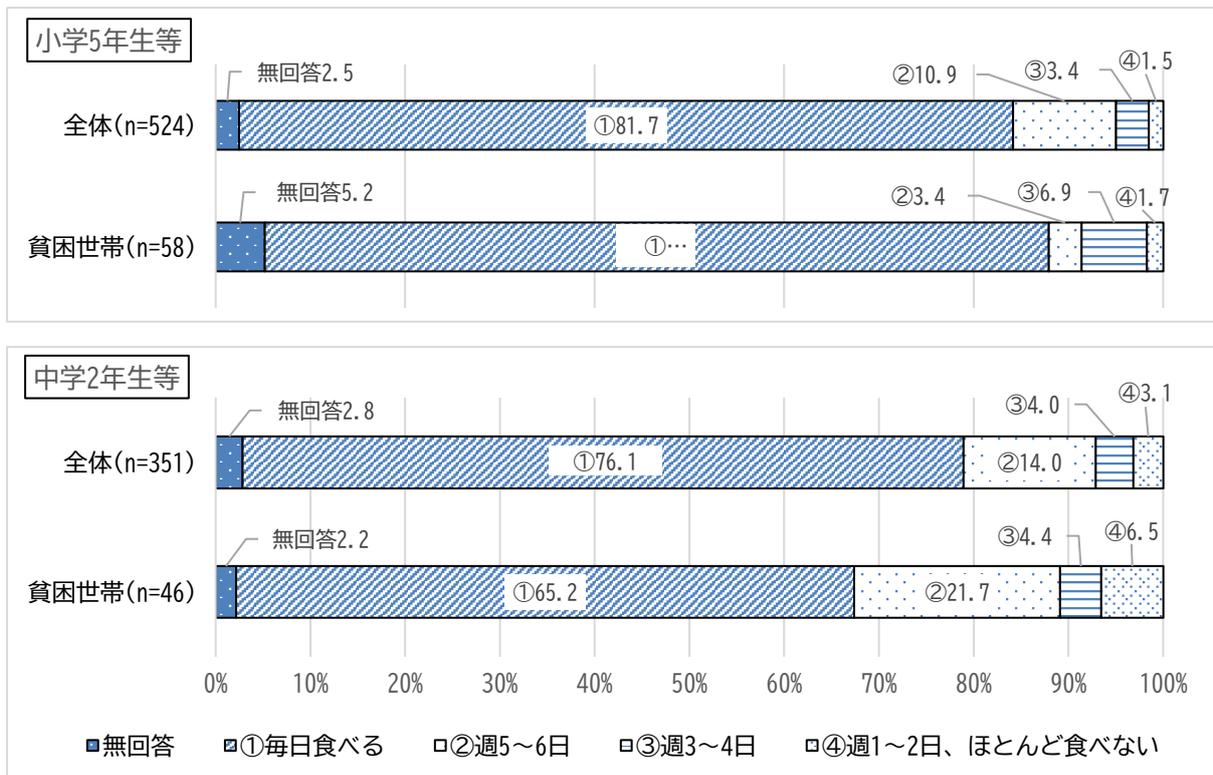
b) 夕食

小学5年生等、中学2年生等ともに、約95%の児童が毎日食べると回答しています。

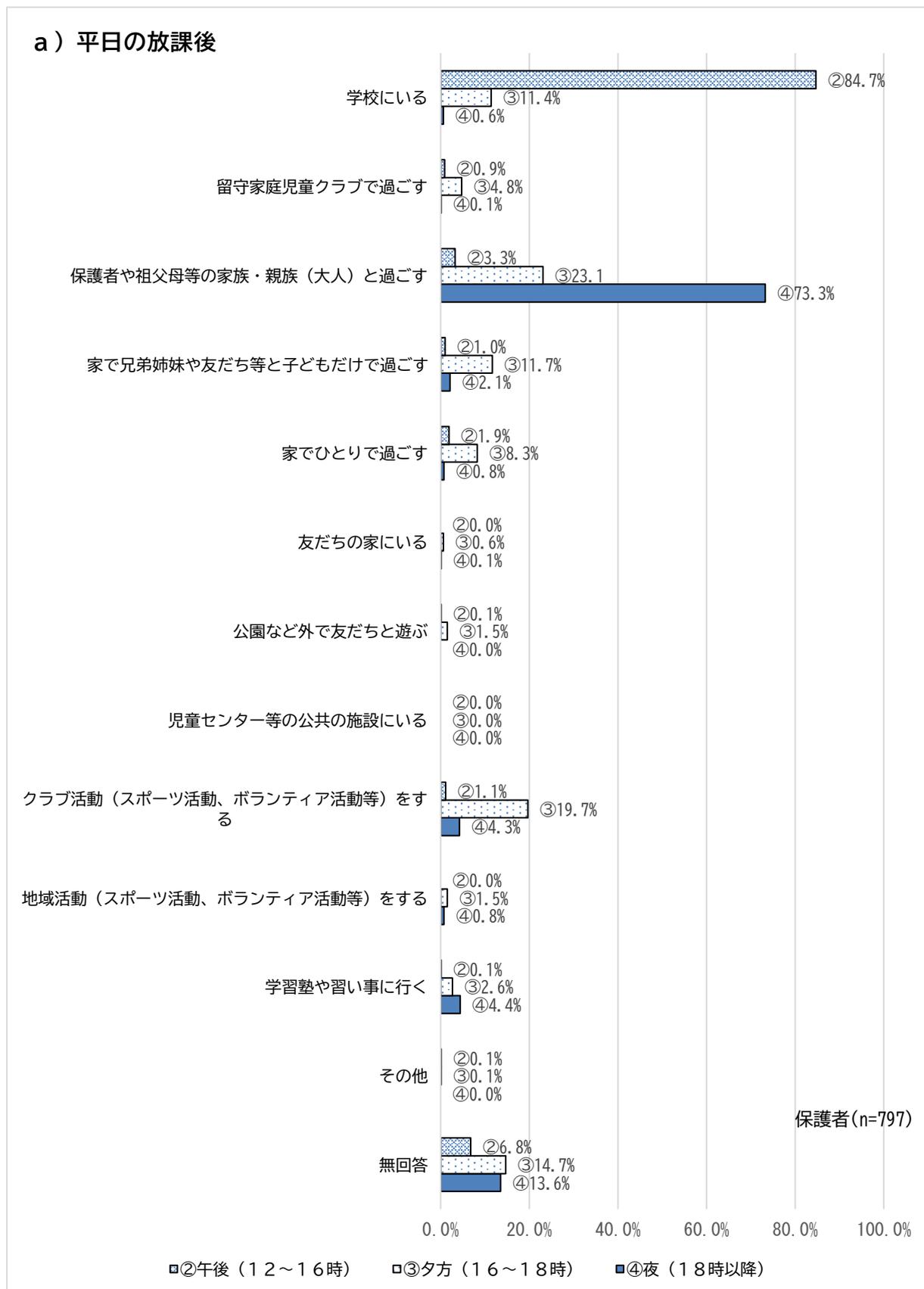


c) 長期休暇中の昼食

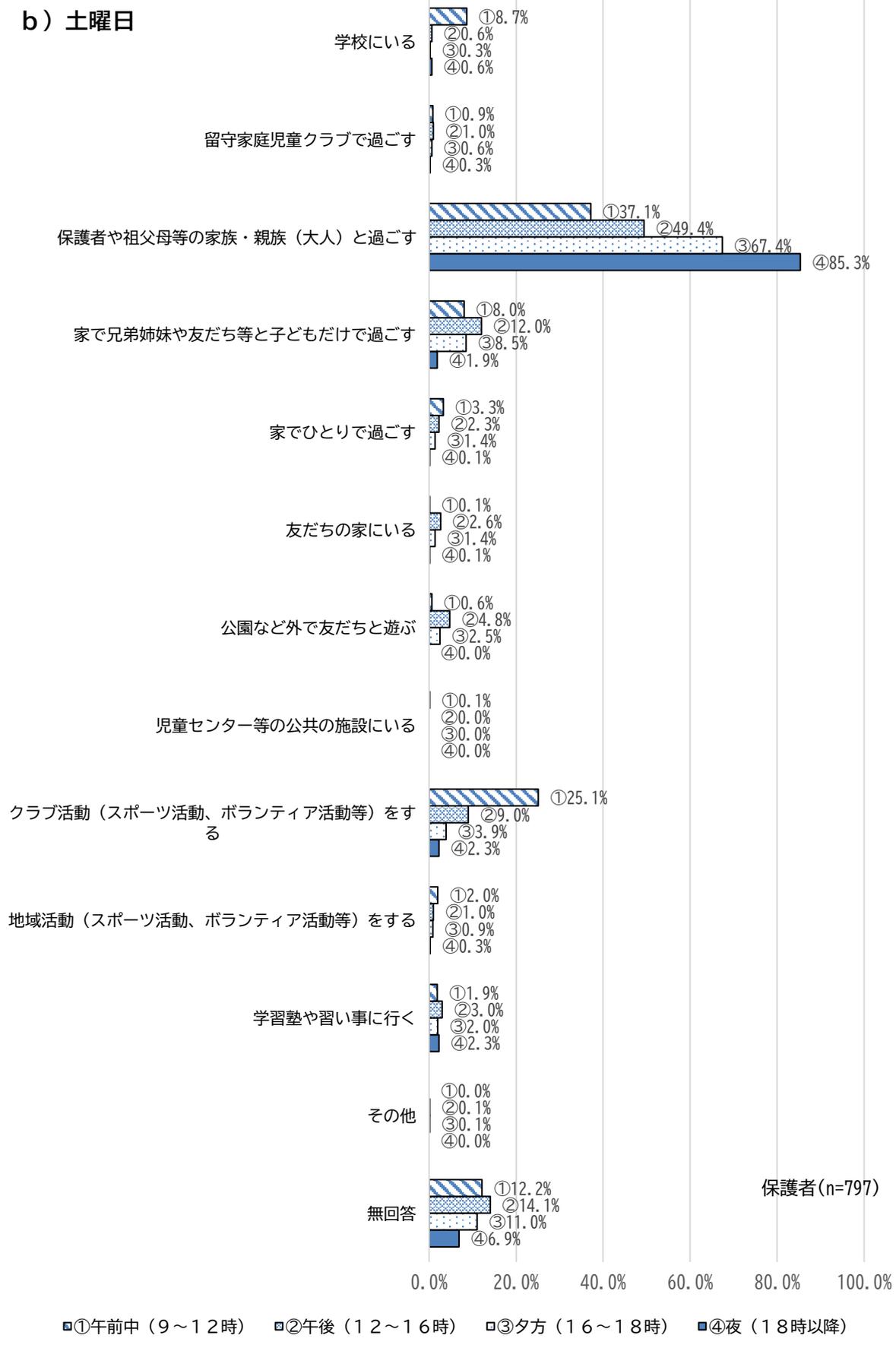
「毎日食べる」と回答した割合が、小学5年生等、中学2年生等ともに夕食に比べ低くなっています。



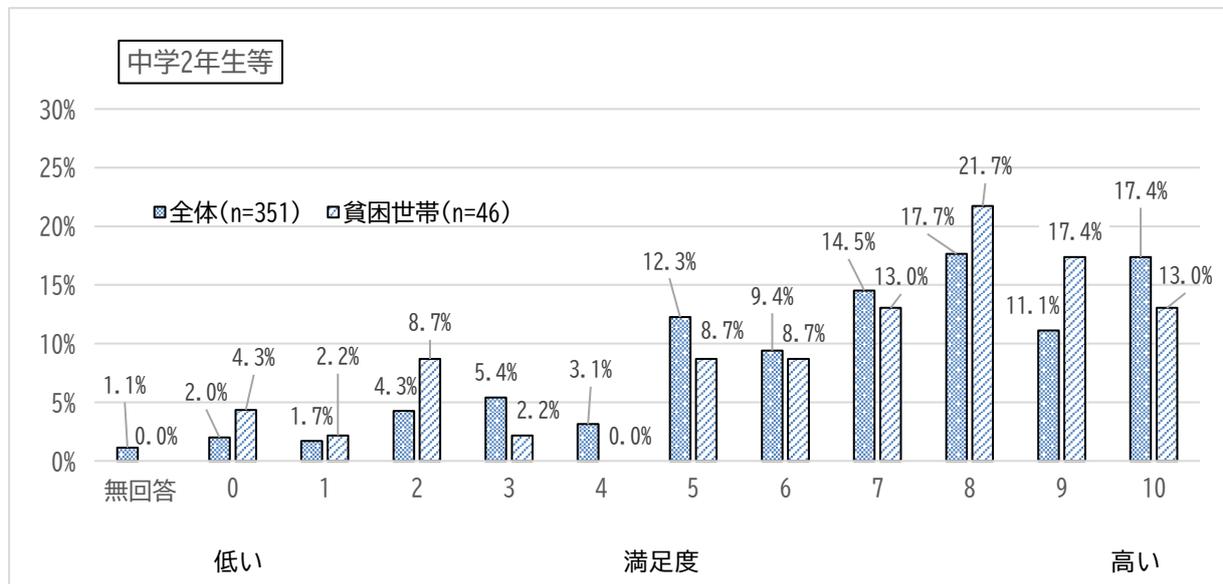
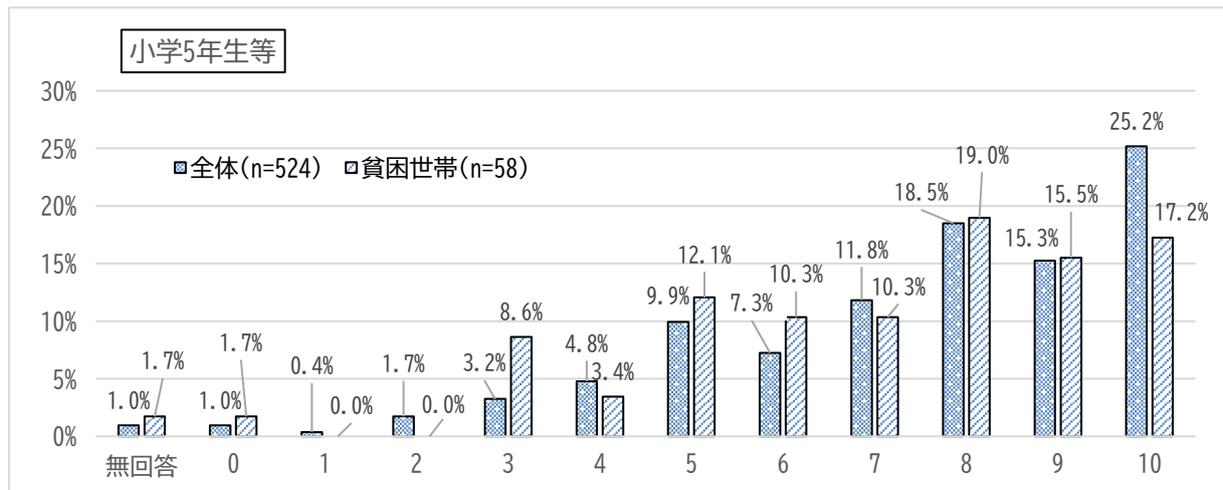
●児童の日常的な過ごし方



b) 土曜日



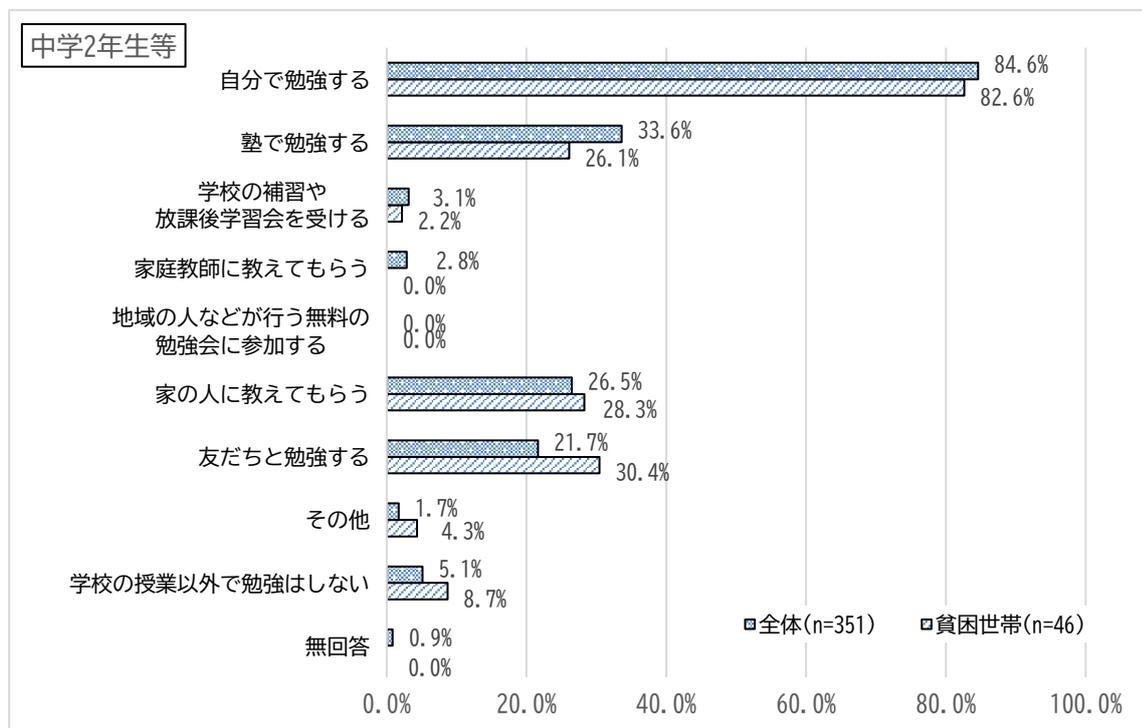
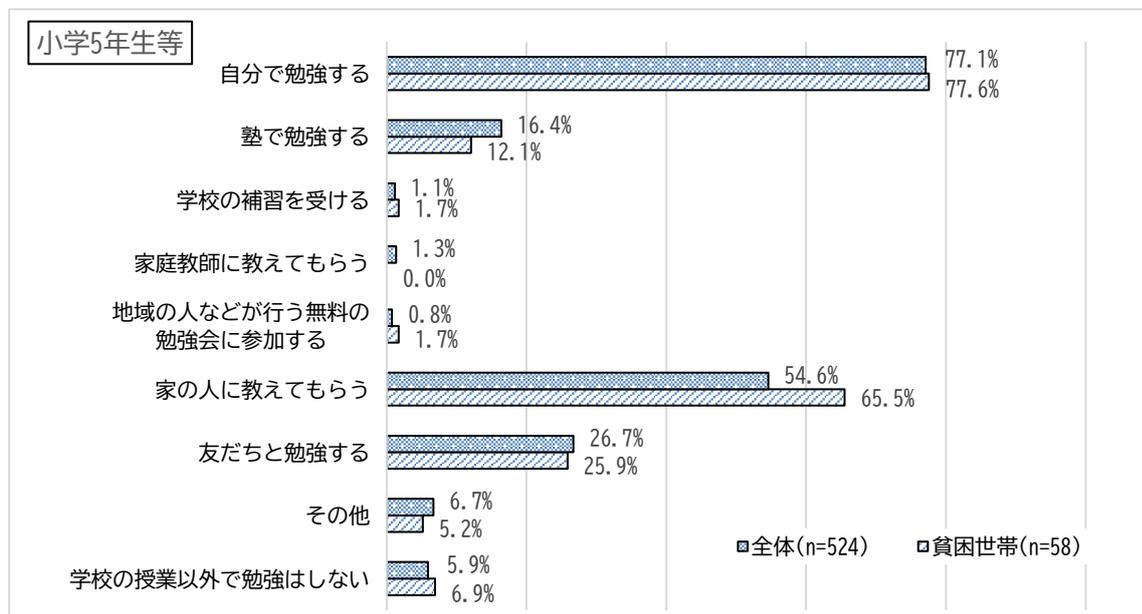
●生活の満足度



(5) 児童の学習状況等

●学校の授業以外で、どのように勉強していますか

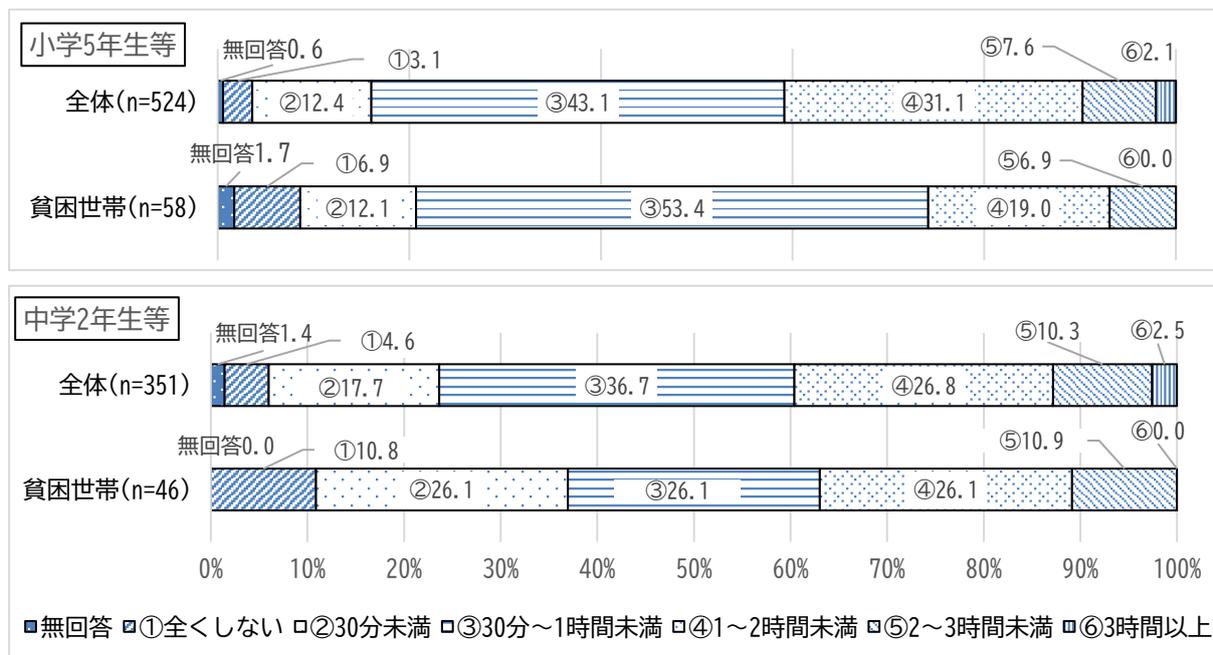
「塾で勉強する」と回答した割合が、貧困世帯では全体よりも小学5年生等は4.3ポイント、中学2年生等は7.5ポイント低くなっています。



●学校の授業以外の1日当たりの勉強時間

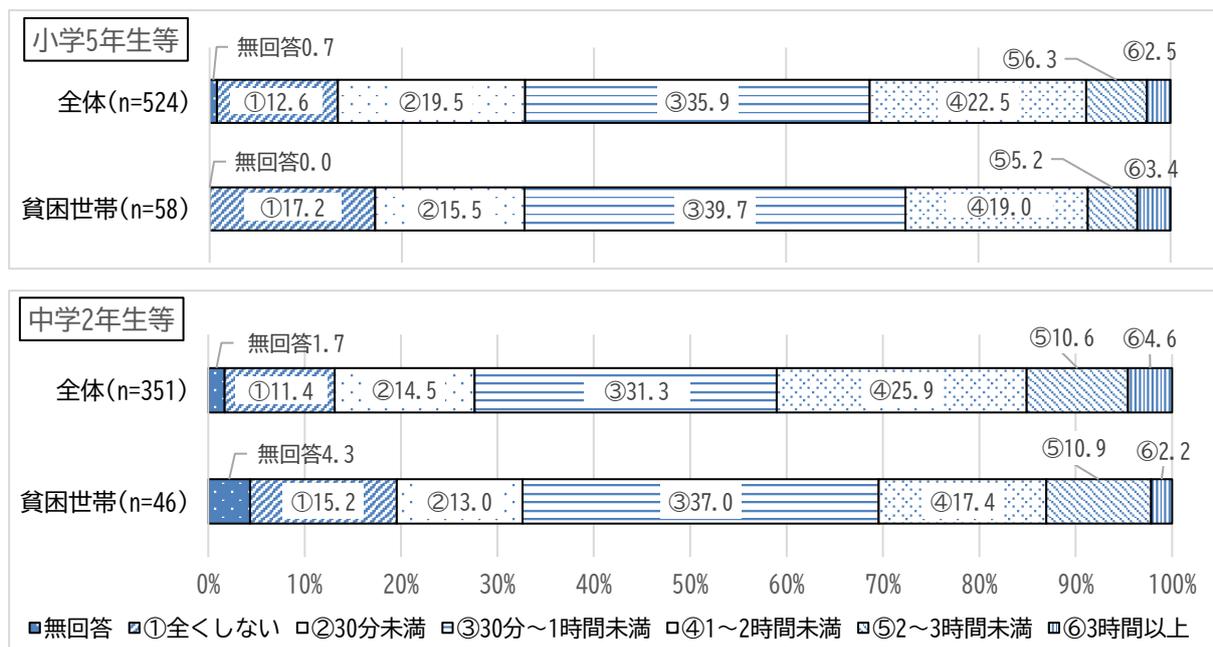
a) 学校がある日(月～金曜日)

学校がある日に「1時間以上」勉強すると回答した割合が、小学5年生等の全体では40.8%であるのに対して、貧困世帯では25.9%と14.9ポイント低くなっています。また、「30分未満」と回答した割合が、中学2年生等の全体では22.2%であるのに対し、貧困世帯では37.0%と14.8ポイント高くなっています。



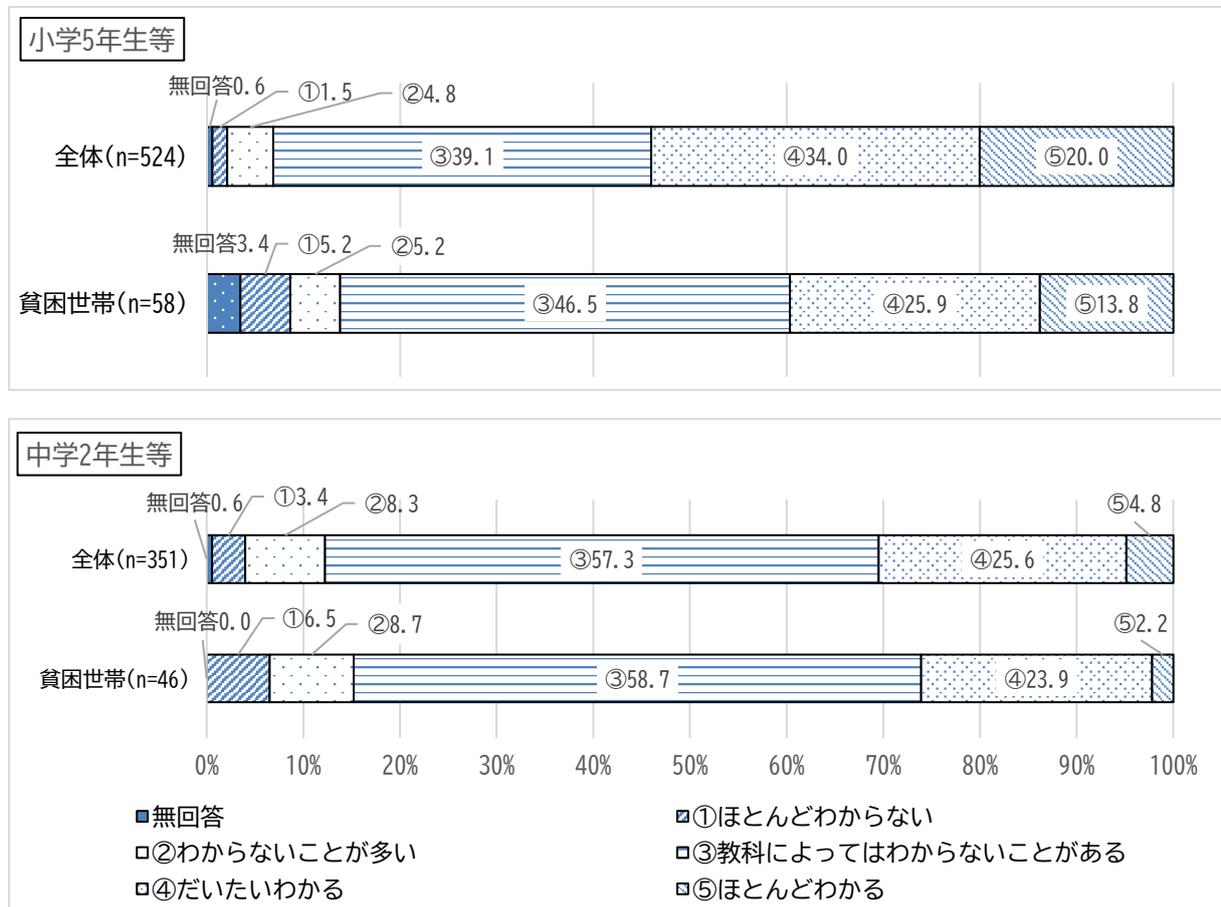
b) 学校がない日(土・日曜日・祝日)

学校がない日に「全く勉強しない」と回答した割合が、小学5年生等の全体では12.6%であるのに対して、貧困世帯では17.2%と4.6ポイント高くなっています。中学2年生等の全体では、「1時間以上」と回答した割合が全体では41.0%であるのに対し、貧困世帯では30.5%と10.5ポイント低くなっています。



●学習の理解度について

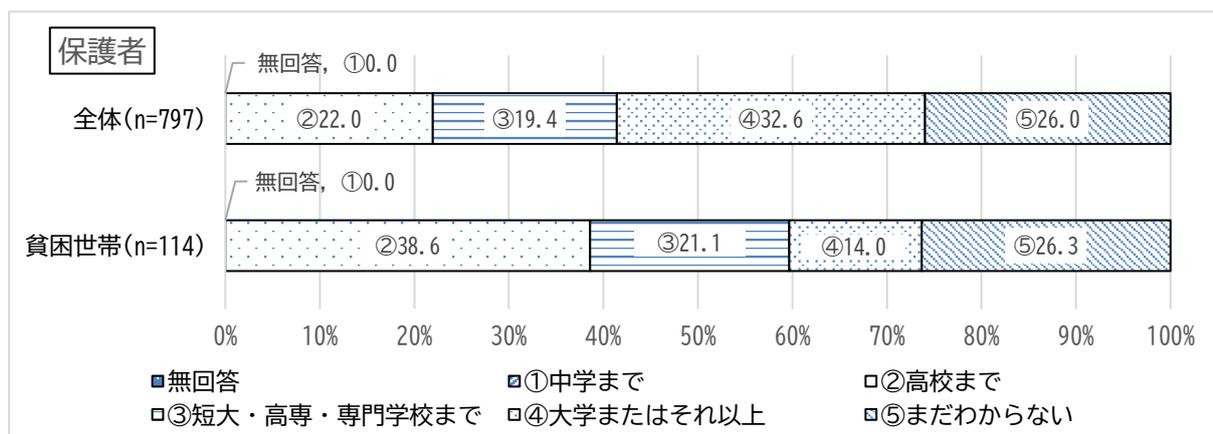
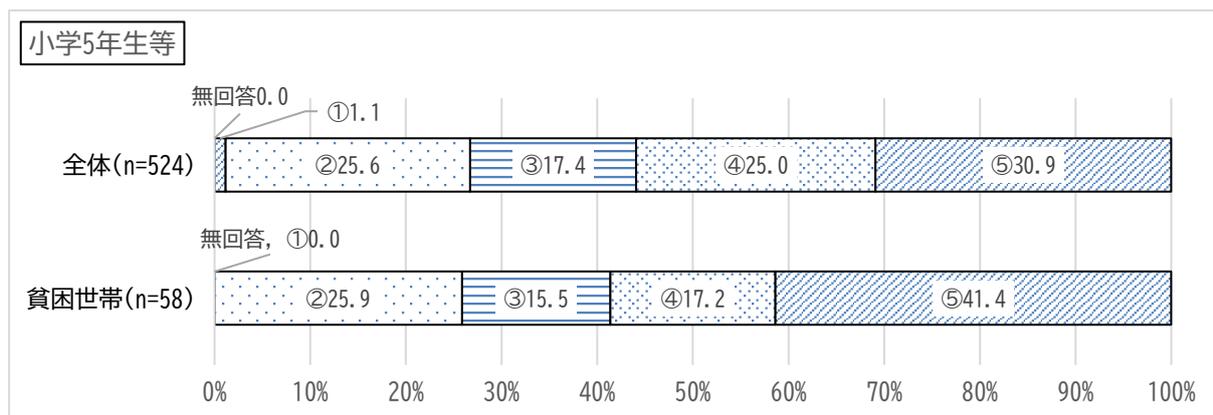
学校の勉強について、「ほとんどわかる」「だいたいわかる」と回答した割合が、小学5年生等の全体では 54.0%であるのに対して、貧困世帯では 39.7%と 14.3 ポイント低く、中学2年生等の全体では 30.4%であるのに対して、貧困世帯では 26.1%と 4.3 ポイント低くなっています。



●進学の希望とその理由について

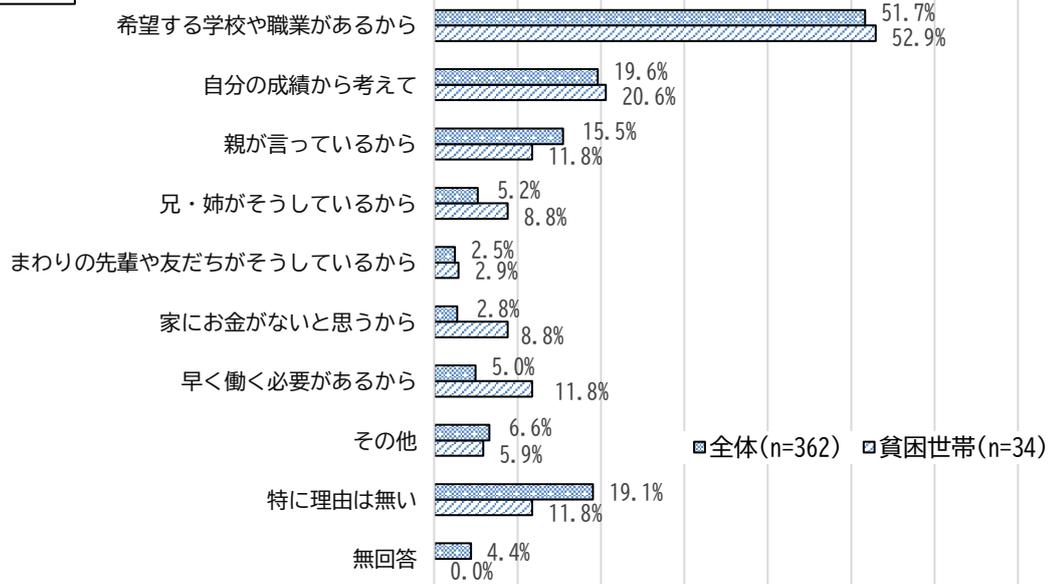
将来の進学希望について、「大学またはそれ以上」と回答した割合が、小学5年生等の全体では25.0%、貧困世帯で15.5%、中学2年生等の全体では23.6%、貧困世帯では23.9%となっています。また、小学5年生等と中学2年生等ともに、貧困世帯の方が進学の希望について「まだわからない」と回答している割合が多くなっています。

保護者の回答では「高校まで」の回答が全体では22.2%であるのに対し、貧困世帯では38.6%と16.6ポイント高く、一方で「大学またはそれ以上」との回答が、全体では32.6%、貧困世帯では14.0%と18.6ポイント低くなっています。

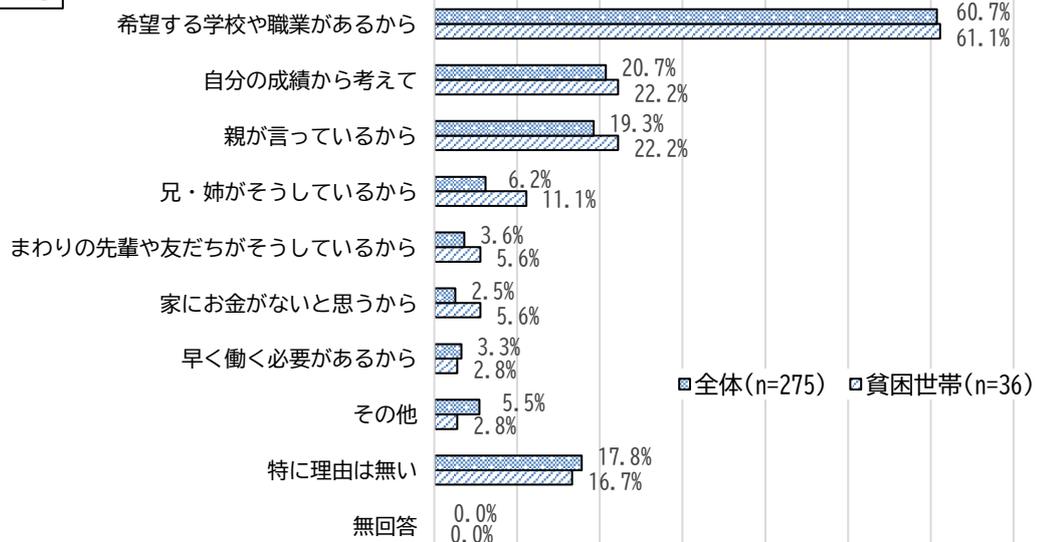


理由については、小学5年生等・中学2年生等ともに、「希望する学校や職業があるから」が一番多くなっています。保護者では、「お子さんがそう希望しているから」という回答が一番多い一方で、貧困世帯では、「家庭の経済的な状況から考えて」との回答が全体よりも17.3ポイント高くなっています。

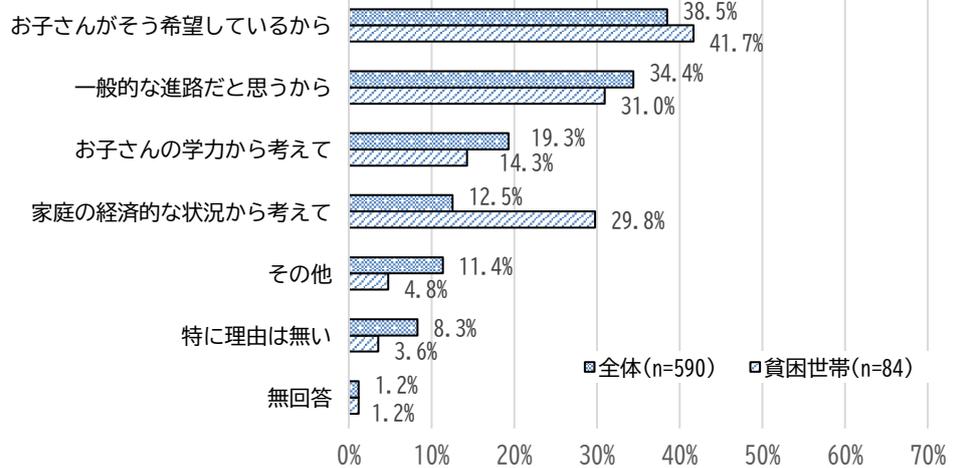
小学5年生等



中学2年生等



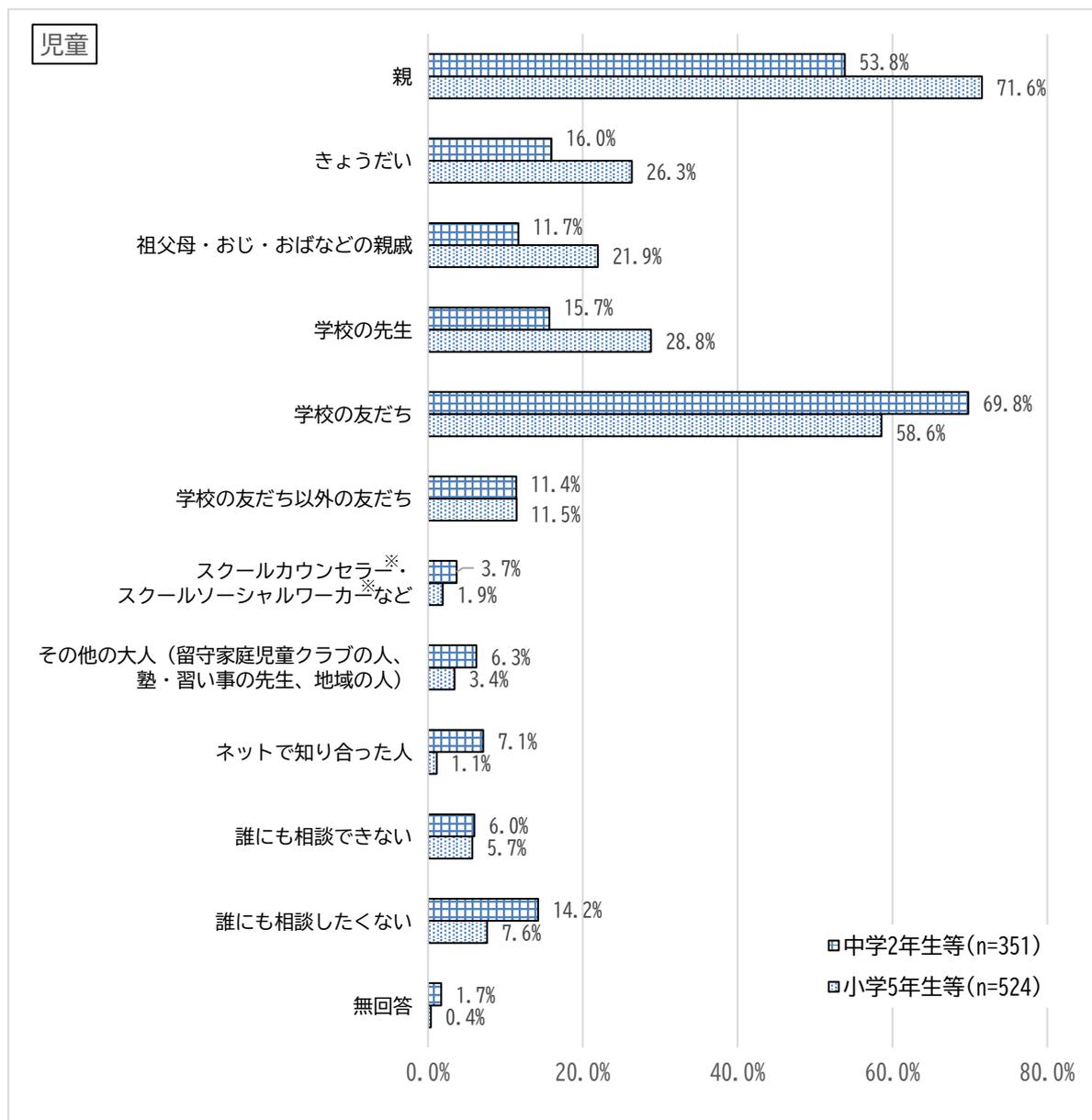
保護者



(6) 支援制度の利用状況等

●相談できる相手について

小学5年生等の回答では親が71.6%と一番多いのに対し、中学2年生等では学校の友だちが一番多く69.8%となっています。保護者では、配偶者・パートナー、親や兄弟・姉妹等、近所の人・友人・知人が多い一方で、相談する人がいないとの回答もあり、相談しやすい体制づくりに課題があると推測されます。



※「スクールカウンセラー」

いじめや不登校、問題行動など、児童生徒や保護者が抱えている悩みや問題の解決のため、臨床心理に関する専門的な知識を活かし、相談や支援を行う。

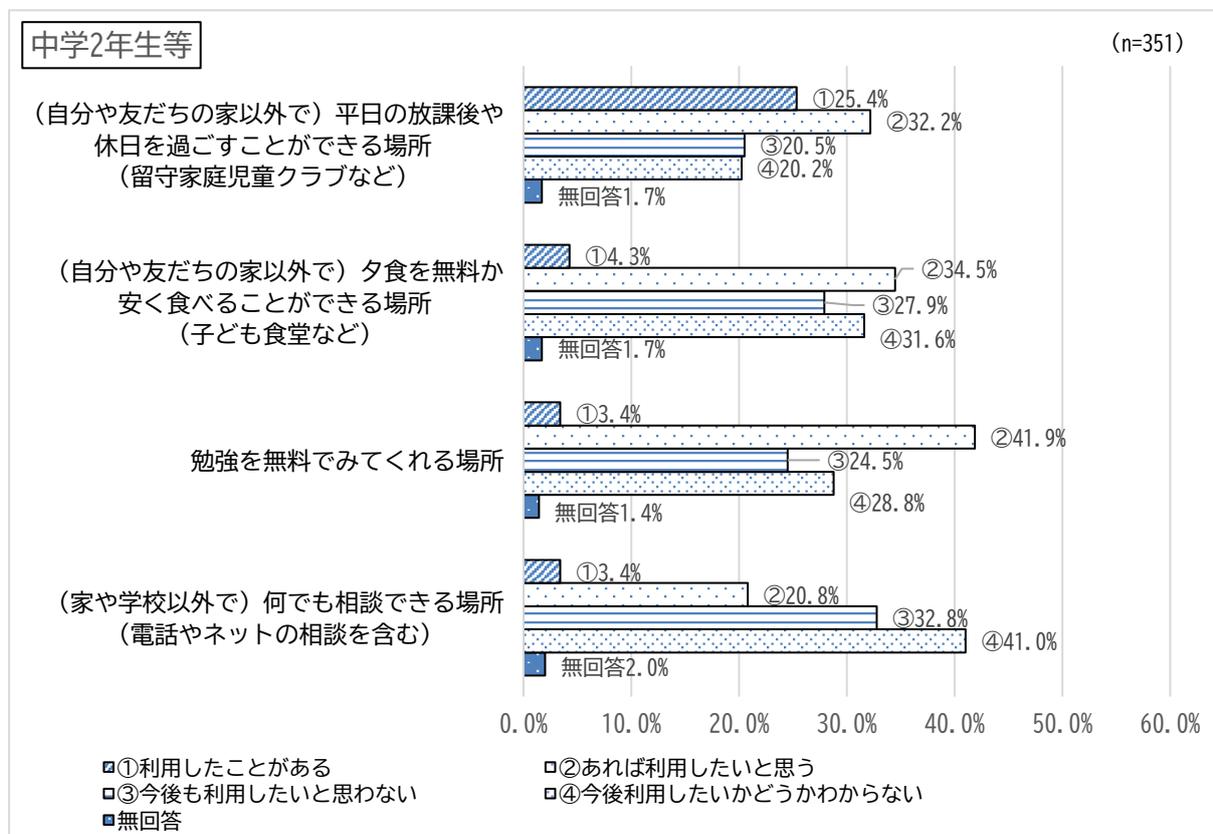
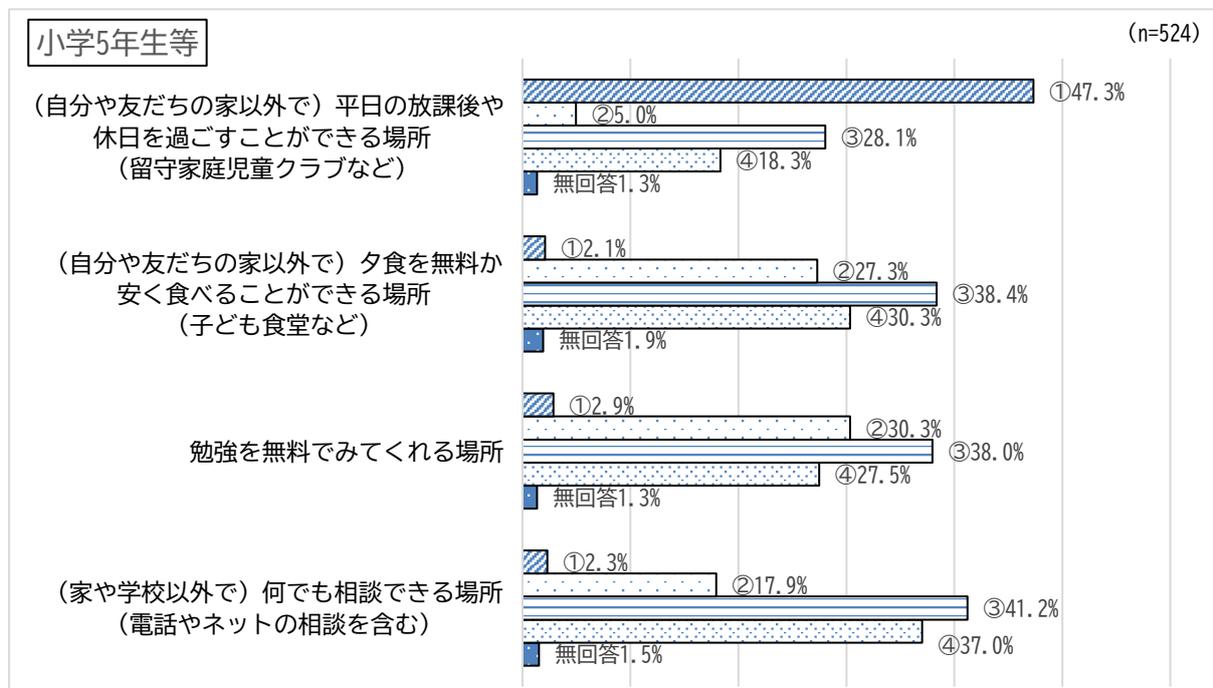
※「スクールソーシャルワーカー」

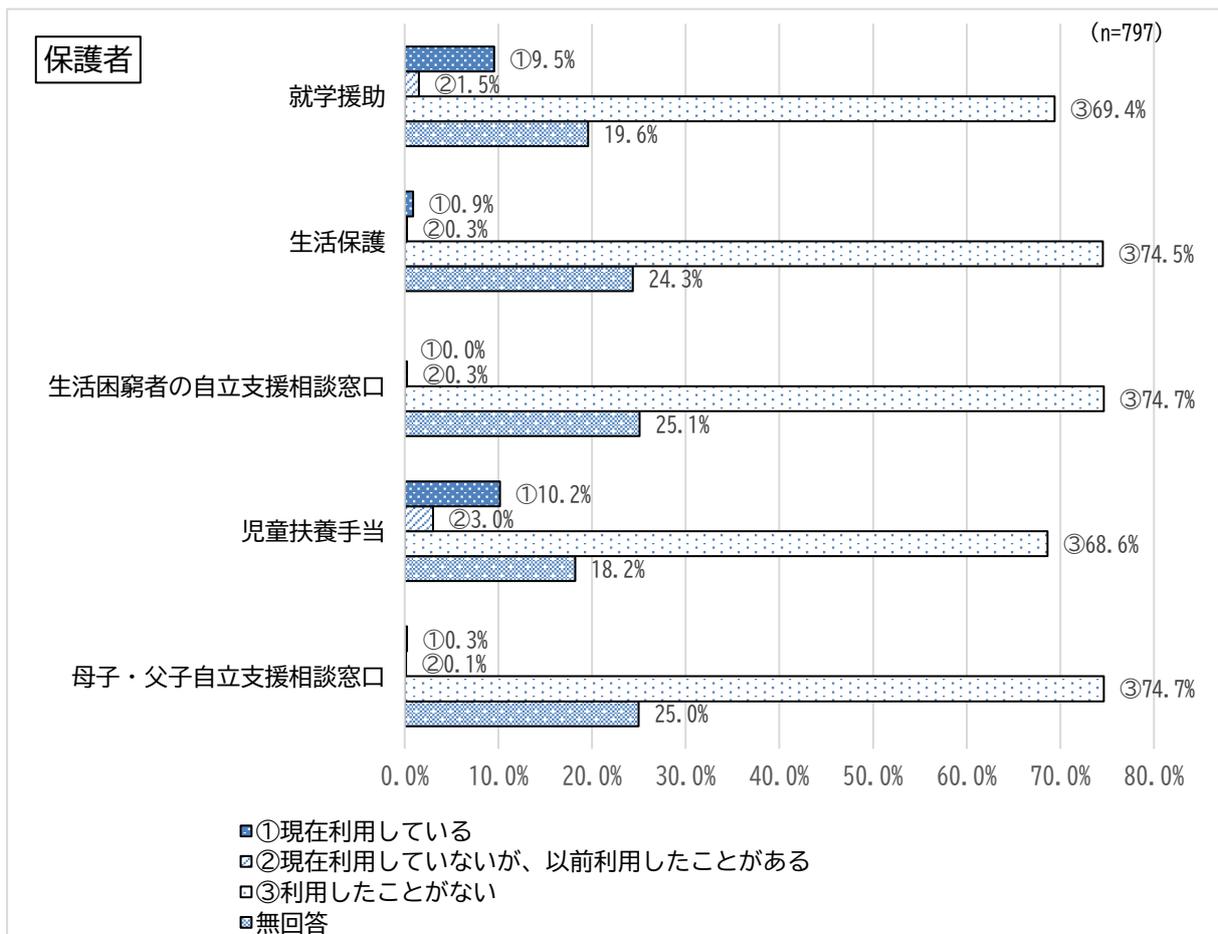
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など多岐に渡る児童生徒の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関と連携した支援を行う。



●支援制度の利用状況とニーズについて

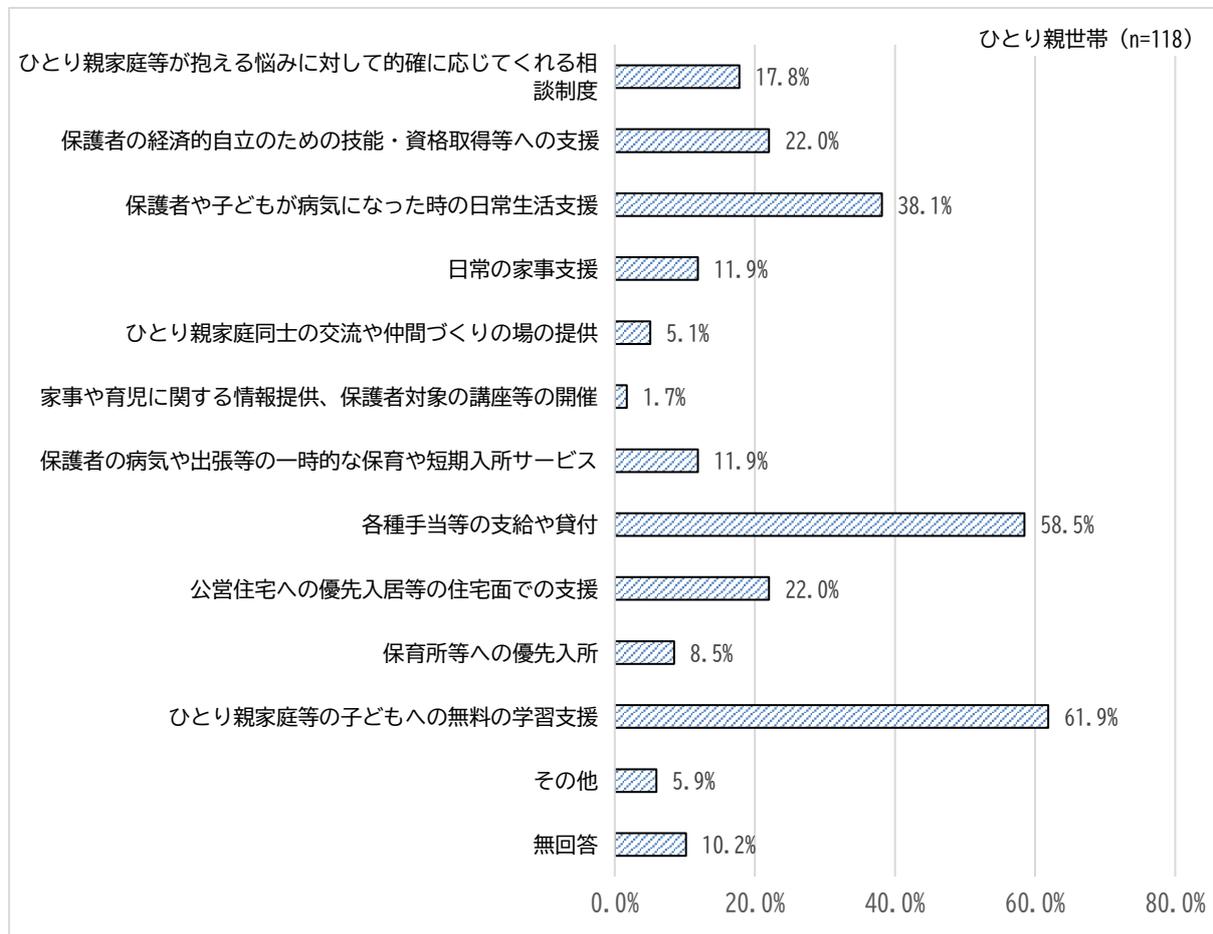
子ども食堂等を「あれば利用したい」と回答した児童は、小学5年生等で27.3%、中学2年生等で34.5%となっています。また、無料の学習支援についても「あれば利用したい」と回答した児童は、小学5年生等で30.3%、中学2年生等で41.9%となっており、子ども食堂等や無料の学習支援に対する高い潜在的ニーズがうかがえます。





●ひとり親家庭に対してどのような支援策があればいいと思うか

無料の学習支援を希望するとの回答が61.9%と最も多く、次いで各種手当等の支給や貸付との回答が58.5%となっています。経済的な支援だけでなく、子どもの学習支援へのニーズの高さがかがえます。



第3章 施策の展開

1 子どもの貧困対策における取組の視点

アンケート調査結果からみた課題

- 貧困世帯の子どもの学習時間や食事の頻度が少ない傾向が見られるため、学習習慣の定着や食事をはじめとする生活習慣を整えるための支援施策が求められる。
- 経済的な自立につながる保護者への就労相談や就労支援の強化及び制度の周知が求められる。
- 子どもや保護者を孤立させないための相談しやすい相談支援体制づくりが求められる。

施策1 教育の支援

貧困が世代を超えて連鎖することのないように、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、教育の機会均等を保障するため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

特に、今回のアンケートで児童・保護者ともに支援の要望が高かった無料の学習支援については、その支援の充実を図ります。

指 標	今回のアンケート値
学校の勉強以外に全く勉強しない子どもの割合	【学校がある日】 小学5年生等 全 体 3.1% 貧困世帯 6.9% 中学2年生等 全 体 4.6% 貧困世帯 10.8% 【学校がない日】 小学5年生等 全 体 12.6% 貧困世帯 17.2% 中学2年生等 全 体 11.4% 貧困世帯 15.2%

■実施事業■

事業	担当課	内容	実施 (目標) 区分
学校教育による 学力の保障	学校教育課	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図り、自ら考え、判断し、様々な問題を解決する力の育成を図る。	継続
教育相談体制の充実	学校教育課	いじめや不登校など様々な問題を抱えている児童生徒への支援を行うため、小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行い教育相談体制の充実を図る。	充実
要保護児童対策 地域協議会の開催	子育て支援課	学校などから協議会へ報告のあった養育に支援が必要な児童等について児童相談所をはじめとする関係機関等が連携して児童及び家庭の支援につなげていく。	継続
ひとり親家庭の児童 に対する学習支援	子育て支援課	県と連携し、ひとり親家庭の児童に対する学習支援ボランティア事業を行う。	新規

施策2 生活の支援

貧困の状況にある世帯の保護者及び子どもたちが地域において孤立することなく生活できるように、生活の支援において相談事業や情報提供の充実を図ります。

また、子ども及び保護者の対人関係の築き方や社会参加の機会等にも配慮しつつ、食事面や衛生面を含めた生活全般について必要な支援及び地域における見守り体制の強化を行うとともに、関係機関からの情報収集等により適切な支援につなげていきます。

指 標	今回のアンケート値
毎日朝食を食べる子どもの割合	小学5年生等 全 体 81.3% 貧困世帯 75.9% 中学2年生等 全 体 78.6% 貧困世帯 76.1%
誰にも相談できない子どもの割合	小学5年生等 5.7% 中学2年生等 6.0%
相談相手がない保護者の割合	全 体 2.9% ひとり親 7.6%

■実施事業■

事 業	担当課	内 容	実施 (目標) 区分
生活困窮者 に対する支援	福祉課	生活困窮者には、活用可能な社会保障制度の情報提供を行い、生活の安定を図る。	充実
新生児の訪問指導	健康づくり課	新生児期に児童の健康状態を確認し、具体的な育児方法等を助言することにより、不安を軽減し、育児の自信と喜びにつなげていく。	充実

事業	担当課	内容	実施 (目標) 区分
養育支援訪問	健康づくり課	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる幼児及び保護者に対し、その養育が適切に行われるよう居宅を訪問し、相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	充実
子育て支援センターでの相談支援	子育て支援課	子育て情報の提供や、未就園児と保護者の衛生面や健康面での育児相談に対応する。	充実
子育て世代包括支援センターでの相談支援	健康づくり課	妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目のない相談支援を行う。	継続
相談事業の充実	子育て支援課	家庭児童相談員や母子・父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図る。	充実
病後児保育の実施	子育て支援課	病気の回復期にある就学前の児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが預かる病後児保育を行う。	充実
子育てファミリーサポート事業の実施	子育て支援課	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を結びつけ地域全体で子育て家庭を支える。	充実
要保護児童対策地域協議会の開催	子育て支援課	学校などから協議会へ報告のあった養育に支援が必要な児童等について児童相談所をはじめとする関係機関等が連携して児童及び家庭の支援につなげていく。	充実
支援対象児童等の見守り強化	子育て支援課	支援対象児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じた子どもの見守りを行う。	新規

施策3 保護者に対する就労の支援

保護者が働き一定の収入を得ることは生活の安定を図る上で重要ですが、そればかりでなく保護者が働く姿を見せることによって労働の価値や就労の意味を学ぶことができるなど教育的な意義もあることから、就労機会を確保するために保護者への相談援助や資格取得への支援を行います。

指 標	直近値
ひとり親家庭の就職に関する相談件数	405 件 (令和2年度)

■実施事業■

事 業	担当課	内 容	実施 (目標) 区分
自立支援教育訓練 給付金の支給	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職するために必要な訓練を受ける場合、受講料の一部を助成する。	継続
高等職業訓練促進 給付金の支給	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父が市の指定する資格等を取得するための給付金及び修了支援給付金を支給する。	継続
ひとり親家庭への 就労支援	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、母子・父子自立支援員が個別に求職活動の支援を行う。	継続
生活保護受給者 及び生活困窮者 に対する就労支援	福祉課	ハローワークと連携して、就労支援専門員が個別に求職活動の支援を行う。	継続

施策4 経済的支援

生活の安定のためには、生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組み合わせて世帯の生活の基盤を下支えしていくなどの経済的な支援は重要であることから、法律に基づくこれらの支援を行い経済的負担の軽減を図ります。

また、養育費を受け取っているひとり親家庭の保護者の割合が少ないため、養育費の支払いが適切に行われるよう相談支援等の充実に取り組みます。

指 標	今回のアンケート値
養育費を受け取っているひとり親の割合	14.1%

■実施事業■

事 業	担当課	内 容	実施 (目標) 区分
児童手当の支給	子育て支援課	児童を養育している家庭等における生活の安定と児童のすこやかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	継続
児童扶養手当の支給	子育て支援課	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立促進のため手当を支給する。	継続
特別児童扶養手当の 支給	福祉課	身体または精神（知的を含む）に中度以上の障がいがある児童（20歳未満）を監護・養育する保護者等に対し、児童の福祉増進のため手当を支給する。	継続
障がい児福祉手当の 支給	福祉課	身体または精神（知的を含む）に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする児童（20歳未満）に対し、日常生活において必要となる物的かつ精神的な負担を軽減するため、児童本人に手当を支給する。	継続
子どもの医療費の 助成	子育て支援課	15歳年度末までの児童の通院・入院に係る一部負担金を助成し子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。	継続

事業	担当課	内容	実施 (目標) 区分
ひとり親家庭等 医療費の助成	子育て支援課	18歳年度末までの児童を養育しているひとり親家庭等に対し通院・入院に係る一部負担金を助成する。	継続
身体障がい児育成 医療費の支給	福祉課	身体に障がいのある児童や現在の状態を放置すると将来的に障がいを残すと認められる児童(18歳未満)に対し、障がいの除去や軽減が期待できる手術等の治療に係る医療費を支給する。	継続
重度心身障がい者 医療費の助成	福祉課	身体または精神(知的を含む)に重度の障がいがある人に対し、経済的負担の軽減を図るため、通院・入院に要した医療費の自己負担金の一部を助成する。	継続
佐賀県母子父子 寡婦福祉資金の貸付	子育て支援課	県と連携し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため資金の貸付を行う。	継続
佐賀県高等職業 訓練促進資金の貸付	子育て支援課	県と連携し、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す佐賀県内のひとり親の方に対し、自立を促進するための資金貸付を行う。	継続
福祉資金の貸付	福祉課	低所得者世帯等に対し生活の安定を図ることを目的に資金の貸付を行う。	継続
生活保護による支援	福祉課	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	継続
保育園・幼稚園 利用者負担額の軽減	子育て支援課	所得その他の要件を勘案し、判定した第2子以降は半額、第3子以降は無料。 ひとり親等の保護者の場合は、所得により利用者負担額を軽減する。 幼児教育保育無償化により3歳児以上の利用者負担額は無料。	継続

事業	担当課	内容	実施 (目標) 区分
留守家庭児童クラブ の利用料減免	教育総務課	市町村民税が非課税の世帯、生活保護を受けている世帯等が利用しやすいように利用料を減免する。	継続
児童生徒への 就学援助	学校教育課	経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費、新入学児童生徒学用品費（入学準備金）、学校給食費等を援助する。	継続
奨学金の返済利子 補助	子育て支援課 健康づくり課 長寿社会課	進学して、看護師、介護福祉士、社会福祉士及び保育士の資格免許を取得し、市内に居住し、市内の事業所等に就職した場合、市と連携協定を締結した市内金融機関が提供する奨学ローンの利子返済相当額を補助する。	継続
養育費の確保	子育て支援課	離婚等で取り決める養育費の支払いが適切に行われるようアドバイスしたり、法テラス※を紹介する等、母子・父子自立支援員が相談支援を行う。	充実

※「法テラス」

裁判制度の利用をより容易にするとともに、弁護士のサービスをより身近に受けられるようにするため、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を迅速かつ適切に行うことを目的として、国によって設立された機関。

資料編

1 用語解説

子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）

貧困の状況にある子どもが、生まれ育った環境に左右されず健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図ることを目的として2013年に成立、2014年1月に施行された。

相対的貧困率

貧困を表す社会指標の1つ。経済協力開発機構（OECD）では、「国民の年間所得を順に並べ、その中央値の半分に満たない所得水準の人々の人口比率」と定義している。国民全体のうち、低所得で貧困状態にある人の割合を示したもの。

経済協力開発機構（OECD）

ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め38ヶ国の先進国が加盟する国際機関。国際マクロ経済活動、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発、ガバナンスといった新たな分野についても加盟国間の分析・検討を行っている。

等価可処分所得

世帯の年間可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取りの収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

実生活では、複数人家族の場合、光熱費や食費、住居費などの生活コストの共通部分が多く、単純に世帯人員数で割ると、割安となる傾向があるため、世帯人員の平方根（4人世帯であれば、 $\sqrt{4} = 2$ ）で割って調整する。

等価可処分所得 = (総所得 - 拠出金 - 掛金 - その他) ÷ $\sqrt{\text{世帯人員数}}$

就学援助

経済的に苦しい家庭の小中学生に学用品や給食費、修学旅行費などを市町村が支給する制度。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、問題行動など、児童生徒や保護者が抱えている悩みや問題の解決のため、臨床心理に関する専門的な知識を活かし、相談や支援を行う。

スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など多岐に渡る児童生徒の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関と連携した支援を行う。

法テラス（日本司法支援センター）

裁判制度の利用をより容易にするとともに、弁護士のサービスをより身近に受けられるようにするため、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を迅速かつ適切に行うことを目的として、国によって設立された機関。

民事・刑事を問わず、情報提供のほか、資力の乏しい人への無料法律相談も行っている。

2 計画策定の経緯

月 日	内 容
令和3年 2月	伊万里市子どもの生活状況調査の実施
3月～4月	伊万里市子どもの生活状況調査の集計、分析
8月 4日	子ども・子育て会議（第1回目） ・ 貧困対策計画（案）の協議
12月 1日	子ども・子育て会議（第2回目） ・ 貧困対策計画（修正案）の協議
令和4年 1月5日～28日	パブリックコメント実施
2月～3月	計画案調整
3月31日	伊万里市子どもの貧困対策計画～第2期子ども・子育て支援事業計画【追加版】～策定

伊万里市子どもの貧困対策計画
～第2期伊万里市子ども・子育て支援事業計画【追加版】～

令和4年3月

編集・発行
伊万里市 健康福祉部 子育て支援課
〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355-1
TEL：0955-23-2310 FAX：0955-22-7650
E-Mail：kosodate@city.imari.lg.jp